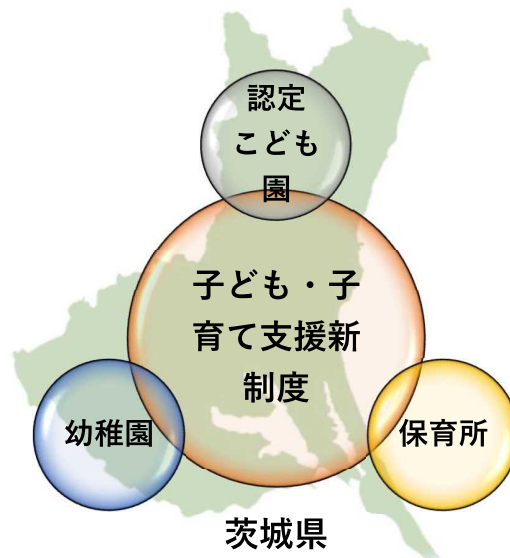


那珂市子ども・子育て支援関連事業報告書

- 参考資料 1 子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて
- 参考資料 2 市内保育所、学童保育所等入所状況について
- 参考資料 3 次世代育成支援行動計画に係るアンケート調査集計について
- 参考資料 4 子ども家庭総合支援拠点の設置について
- 参考資料 5 保育士確保に関する事業について
- 参考資料 6 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の実施予定について
- 参考資料 7 令和３年度保育施設に対する指導検査実施状況報告について
- 参考資料 8 那珂市幼稚園教育すまいるプランについて

こども課

資料 1 - (2) 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等 の中間見直しについて



1 見直しの根拠

子ども・子育て支援事業計画とは

- 5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画

第一期計画 …平成27年度～令和元年度（5年間）

第二期計画 …令和2年度～令和6年度（5年間）

市町村子ども・子育て支援事業計画

市町村は、基本指針(※)に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(「市町村子ども・子育て支援事業計画」)を定めるものとする。(子ども・子育て支援法第61条)

都道府県子ども・子育て支援事業計画

都道府県は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(「都道府県子ども・子育て支援事業計画」)を定めるものとする。(子ども・子育て支援法第62条)

※基本指針

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年7月2日付け内閣府告示第159号)

見直しの根拠：基本指針(要約)

支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。

市町村

市町村は、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には計画の見直しを行う。

県

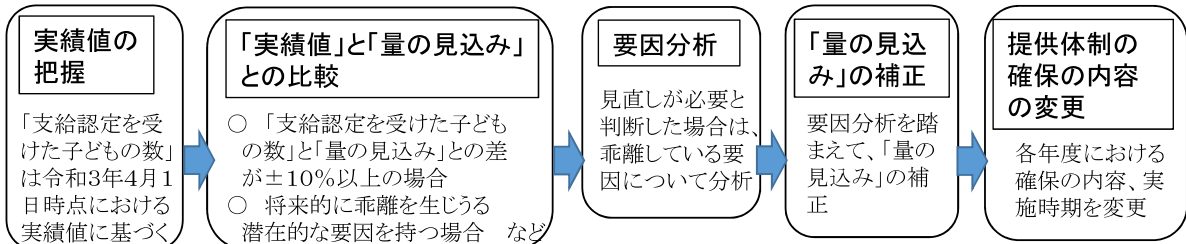
市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業計画の見直しを行う。

2 見直し項目（予定）

中間年の見直しのための考え方

「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」(令和4年3月18日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)事務連絡)より抜粋

○教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し【見直しの方法】



○地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

- ・ 上記「教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の変更」に併せて、必要に応じ、「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行う

○計画的な受け皿整備に向けた運用上の工夫

- ・ 運用上の工夫を行うことなどにより、年度ごとの必要利用定員総数を確実に確保できるよう、計画的な受け皿整備を行う必要がある

○子ども・子育て支援法の一部改正を踏まえた対応

- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項が追加されたため、市町村の実情に応じて対応

○「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の見直し

- ・ 市町村の対応状況をふまえ、茨城県子ども・子育て支援事業支援計画について、見直しを進める
- ・ 既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため設定している「県計画で定める数」について、改めて見直しを行う

3 今後のスケジュール（予定）

時 期	県	市 町 村
5 月	○中間見直しの検討状況調査 (県→市町村)	○中間見直しの検討状況回答 (市町村→県)
6 月		
7 月	【市町村ヒアリング】 ・ 量の見込みの妥当性（計画の中間見直しをしない予定の市町村に対しても、中間見直しをしないことの妥当性をヒアリングする） ・ 現行計画における確保策の検証、今後の確保策 など	
8 月		
9 月	計画の中間見直し作業	計画の中間見直し作業 ○計画の中間見直し案の作成 ○審議会（又は子ども・子育て会議開催（各市町村で随時開催） ○県との調整
10 月		
11 月		
12 月		
1 月	○子ども・子育て分科会、新計画策定部会開催	
2 月	○茨城県少子化対策審議会開催	
3 月	○茨城県子ども・子育て支援事業支援計画の中間見直しの完了	○市町村子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの完了

令和4年4月1日現在

菅谷保育所	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
定員	15	20	30	36	37	37	175
入所者数	7	22	28	36	37	34	164
額田保育園	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
定員	5	7	12	15	15	16	70
入所者数	1	11	12	14	16	16	70
ゆたか保育園	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
定員	12	23	25	30	30	30	150
入所者数	8	20	26	30	30	30	144
かしま台保育園	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
定員	8	20	23	23	23	23	120
入所者数	7	22	24	25	25	25	128
ごだい保育園	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
定員	8	16	20	20	20	21	105
入所者数	4	11	20	20	16	19	90
瓜連認定こども園	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
定員	15	30	30	30	30	30	165
入所者数	7	23	24	36	34	33	157
大成学園幼稚園	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
定員		12	12	15	15	15	69
入所者数		11	12	20	18	18	79
いくり保育園	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
定員	18	18	18	25	25	26	130
入所者数	9	21	21	25	25	28	129
ARINKOMURA	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
定員	9	15	18	20	20	20	102
入所者数	6	15	17	19	19	14	90
やえ ナーサリー・スクール	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
従業員枠定員	2	2	2				6
地域枠定員	4	4	4				12
従業員枠入所者数	0	0	1				1
地域枠入所者数	2	3	4				9
ゆいのいえ	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
定員	1	2	2				5
入所者数	1	0	1				2
合 計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
	52	159	190	225	220	217	1,063

那珂市認可外保育施設入所者数

参考資料2-2

令和4年4月1日現在

いくりキッズ保育園	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	備考
従業員枠定員	2	4	4				10	企業主導型保育施設 2歳児までの受入を基本としている が、状況により3歳児以上受入可としている
地域枠定員	1	4	4				9	
従業員枠入所者数	1	4	1				6	
地域枠入所者数	0	2	3				5	
ひかりナーサリー	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	
定員	20						20	定員に対する歳児別内訳なし
入所者数	0	2	3	4	1	1	11	
子育て支援きのみ保育所	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	
定員	10						10	定員に対する歳児別内訳なし 左記のほかに、児童発達支援として 定員10名の受入を行っている
入所者数	0	0	0	0	0	0	0	
水戸ヤクルト販売 (株)那珂保育所	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	
定員	10						10	事業所内保育施設 定員に対する歳児別内訳なし
入所者数	0	1	2	0	0	0	3	
慶和病院 けいわ保育園	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	
定員	なし						0	事業所内保育施設 定員設定なし
入所者数	0	2	0	1	0	0	3	
医療法人社団青燈会 院内託児所 「ちびのミイ」	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	
定員	16						16	事業所内保育施設 定員設定なし
入所者数	0	4	3	0	0	0	7	
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	
合 計	1	15	12	5	1	1	35	

那珂市学童保育所入所状況

参考資料2-3

令和4年4月1日現在

学 童 保 育 所 名	定員数	現 在 入 所 者 数						
公立 横堀学童	80	1年	9	3年	13	5年	3	計
		2年	17	4年	8	6年	3	53
額田学童	60	1年	4	3年	10	5年	2	計
		2年	2	4年	5	6年	4	27
菅谷学童	90	1年	23	3年	11	5年	6	計
		2年	24	4年	6	6年	4	74
菅谷東学童	120	1年	44	3年	19	5年	8	計
		2年	33	4年	11	6年	4	119
菅谷西学童	100	1年	38	3年	21	5年	8	計
		2年	21	4年	11	6年	5	104
五台学童	65	1年	26	3年	11	5年	7	計
		2年	18	4年	3	6年	2	67
芳野学童	70	1年	16	3年	11	5年	8	計
		2年	16	4年	8	6年	4	63
木崎学童	50	1年	8	3年	3	5年	2	計
		2年	7	4年	5	6年	2	27
瓜連学童	60	1年	13	3年	14	5年	6	計
		2年	9	4年	13	6年	0	55
ゆたか学童	60	1年	4	3年	9	5年	4	計
		2年	13	4年	6	6年	2	38
瓜連認定こども園	40	1年	14	3年	7	5年	0	計
		2年	21	4年	0	6年	0	42
リヴェール	45	1年	14	3年	6	5年	5	計
		2年	6	4年	8	6年	4	43
フォレスト	60	1年	13	3年	14	5年	6	計
		2年	11	4年	8	6年	8	60
子コロッコロ	52	1年	18	3年	12	5年	10	計
		2年	24	4年	7	6年	1	72
民間学童MAPS	40	1年	8	3年	0	5年	0	計
		2年	5	4年	0	6年	0	13
合計	992	1年	252	3年	161	5年	75	計
		2年	227	4年	99	6年	43	857

那珂市小・中学校、幼稚園在籍人数

参考資料2-4

令和4年4月1日現在

小学校名		児童・生徒数							学級数
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
1	横堀小学校	34	48	41	36	52	34	245	12
2	額田小学校	14	16	22	20	22	24	118	8
3	菅谷小学校	68	69	60	56	57	77	387	15
4	菅谷東小学校	90	85	59	69	66	71	440	21
5	菅谷西小学校	70	58	59	68	61	59	375	16
6	五台小学校	63	47	48	67	69	63	357	19
7	芳野小学校	35	44	35	41	46	48	249	13
8	木崎小学校	16	15	7	7	13	11	69	5
9	瓜連小学校	48	58	60	61	53	55	335	15
計		438	440	391	425	439	442	2,575	124
中学校名		1年	2年	3年				計	
1	那珂一中	123	121	126				370	20
2	那珂二中	51	58	66				175	8
3	那珂三中	63	48	56				167	9
4	那珂四中	131	137	144				412	16
5	瓜連中	53	56	53				162	8
計		421	420	445				1,286	61
公立幼稚園名		3才	4才	5才				計	
1	ひまわり幼稚園		55	52				107	5
計		0	55	52				107	5
私立幼稚園名		3才	4才	5才				計	
1	瓜連認定こども園	43	39	35				117	
2	大成学園幼稚園	60	59	60				179	
3	さいせい幼稚園	4	12	9				25	
4	ナザレ幼稚園	14	25	30				69	
計		121	135	134				390	0

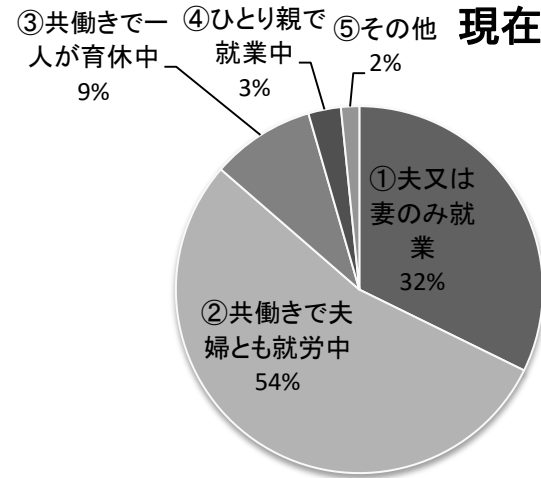
令和3年度子育て支援に関するアンケート調査結果

参考資料3

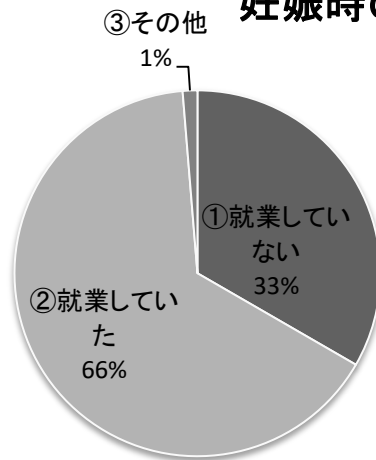
対象：令和3年度、1歳6か月健診と3歳児健診に来た保護者

アンケート回答人数 555名 (うち15名男性回答)

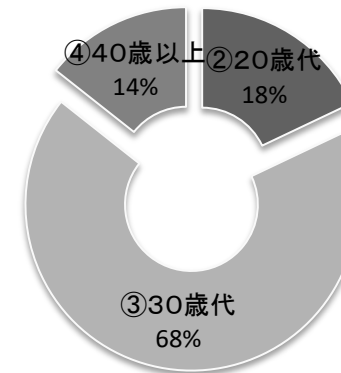
現在の就業状況



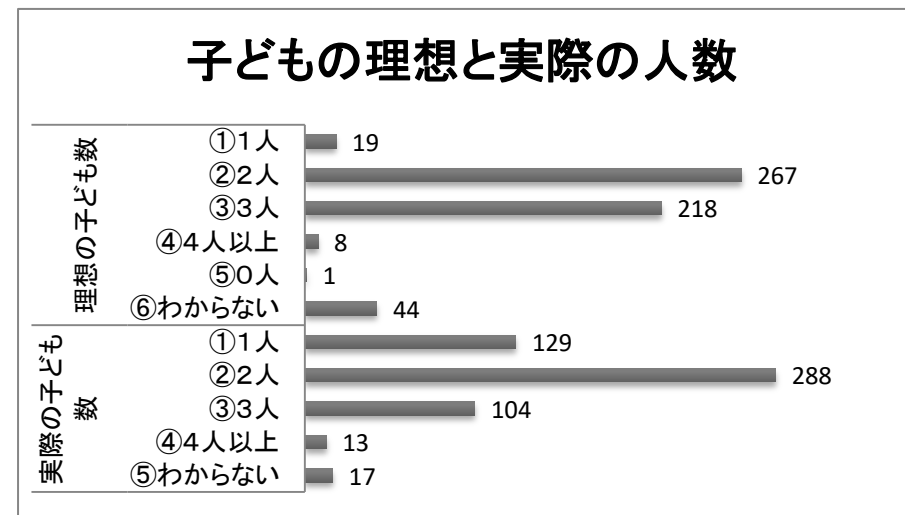
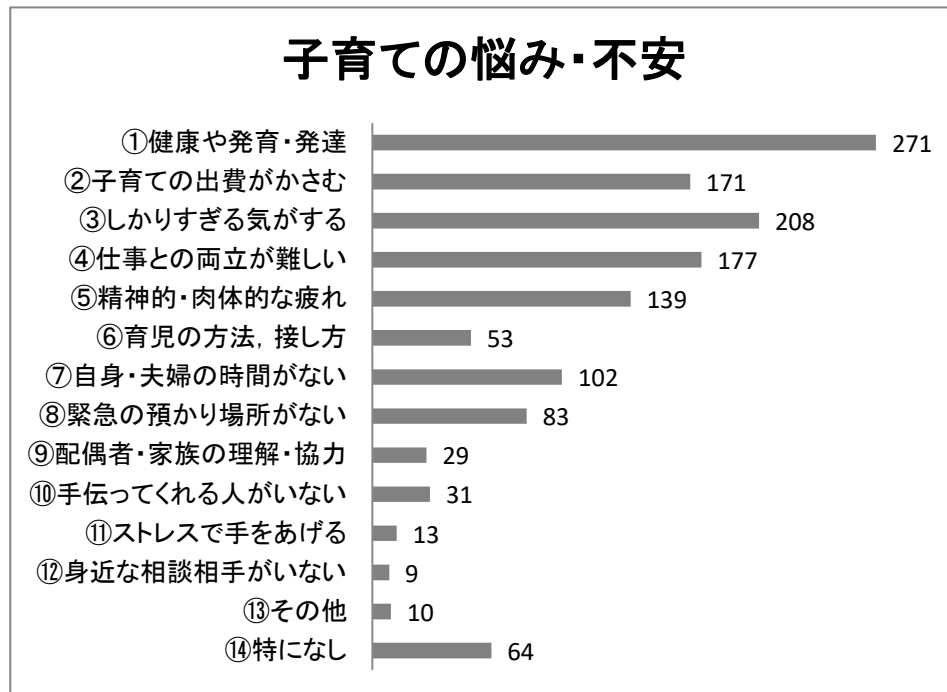
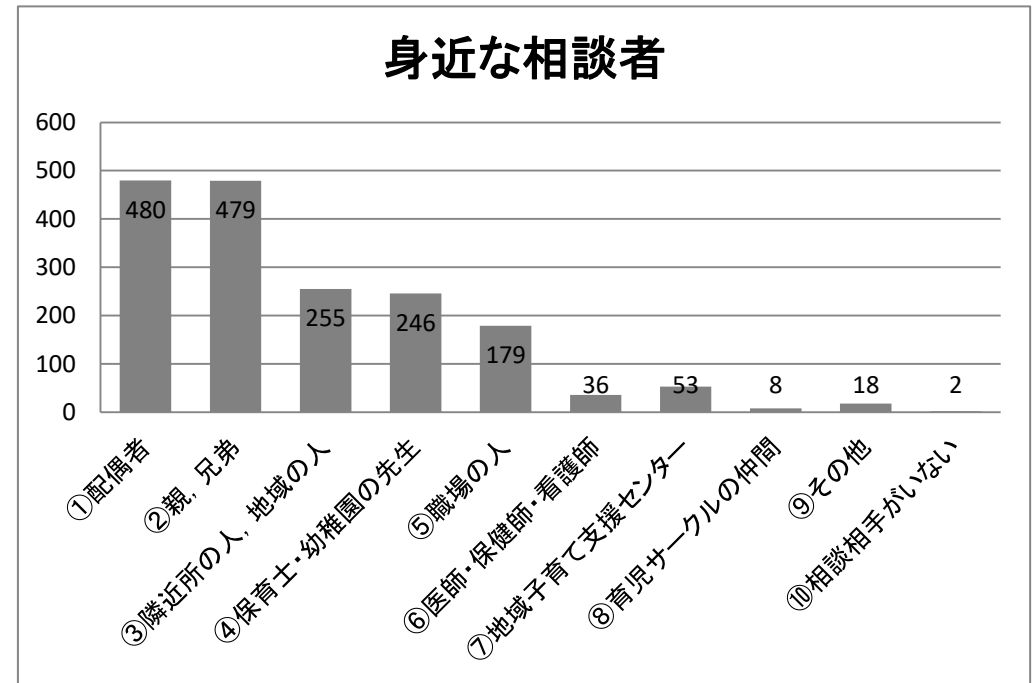
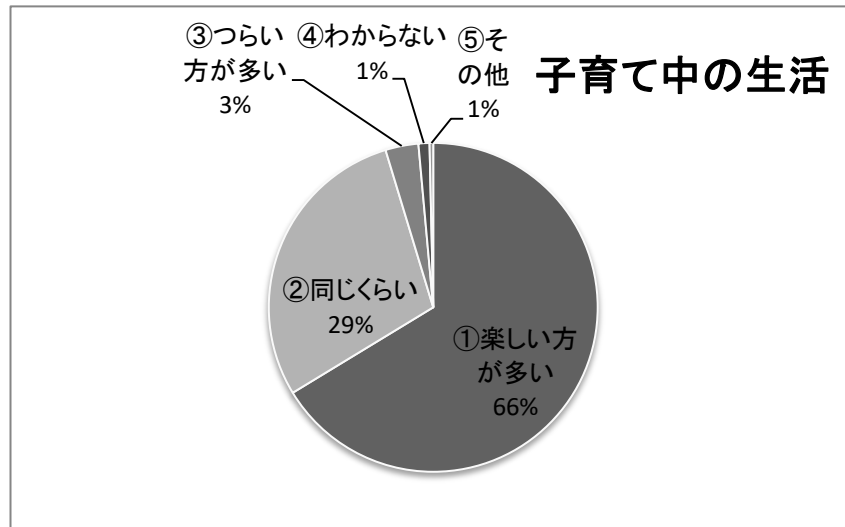
妊娠時の就業状況



アンケート回答者の年齢

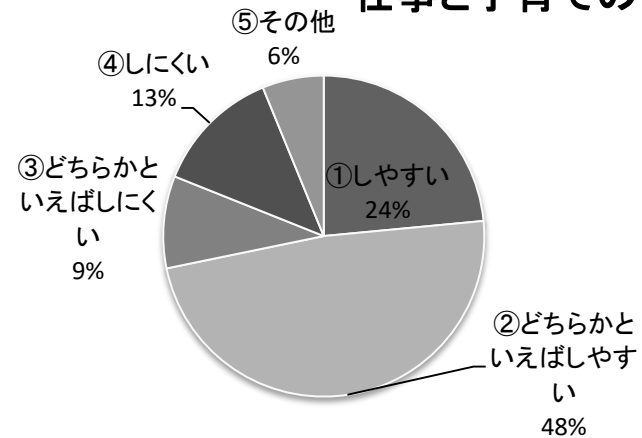


令和3年度子育て支援に関するアンケート調査結果

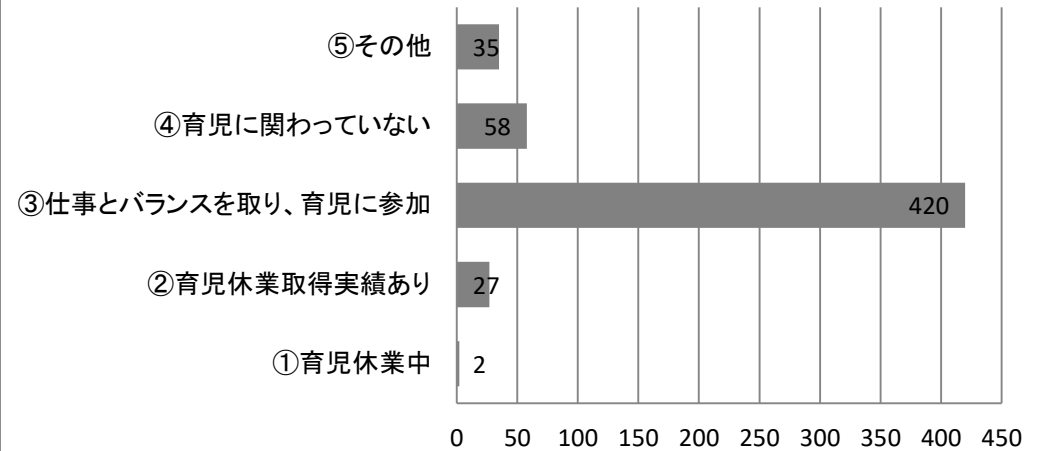


令和3年度子育て支援に関するアンケート調査結果

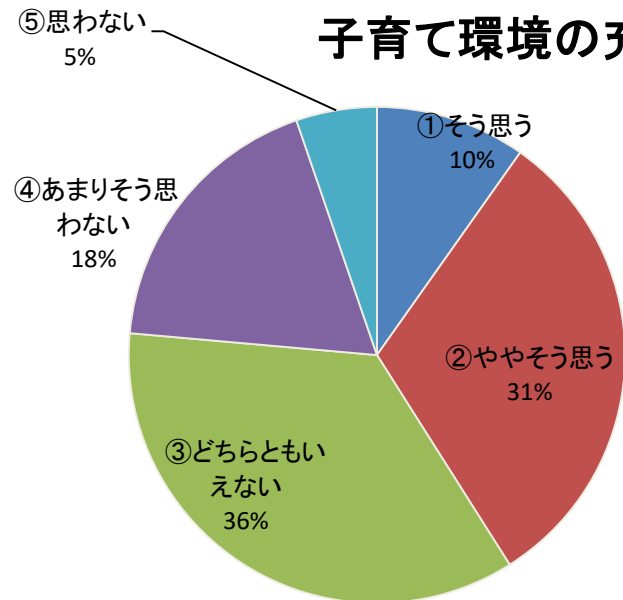
仕事と子育ての両立



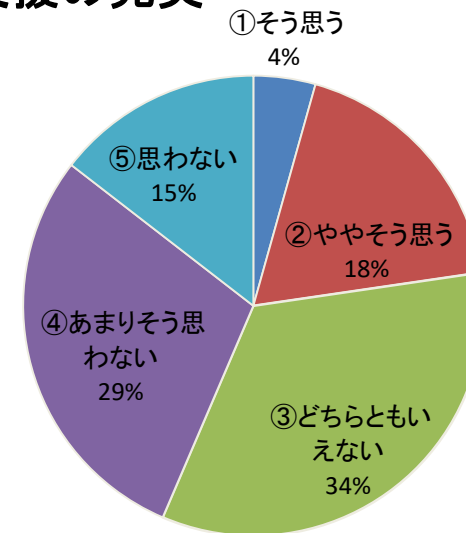
夫の育児の関わり



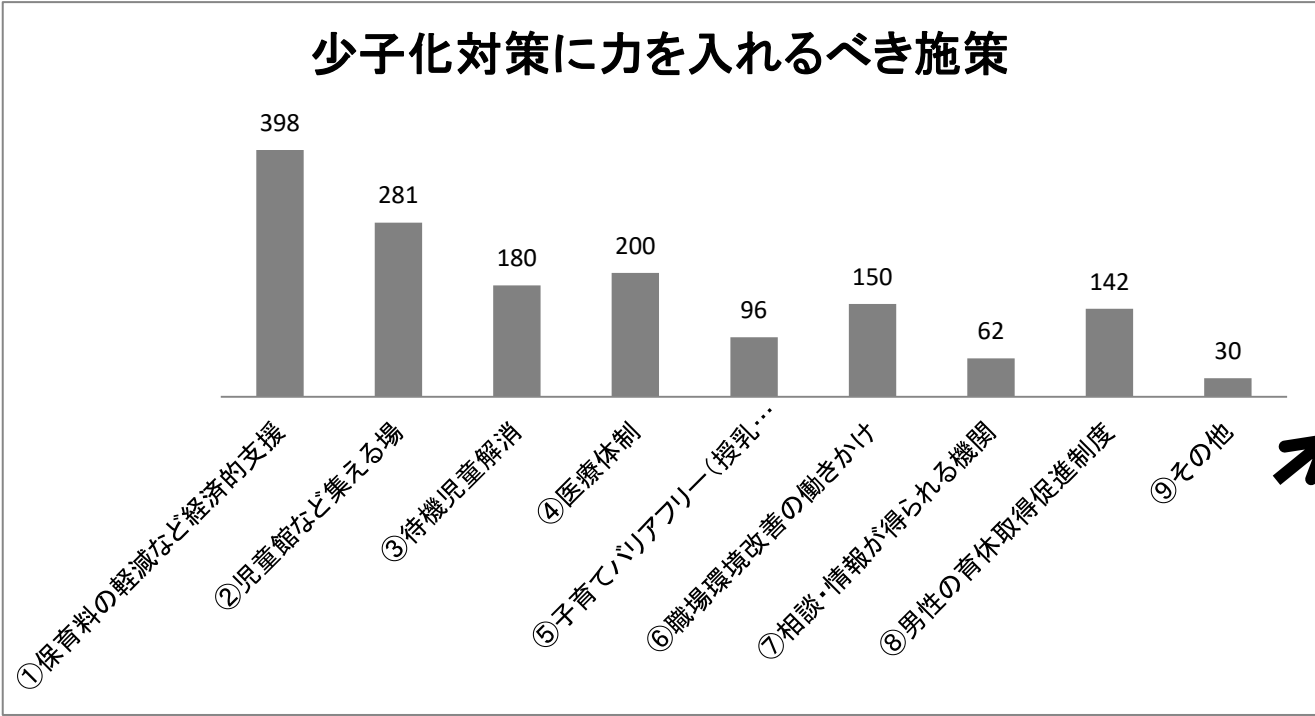
子育て環境の充実



経済支援の充実



令和3年度子育て支援に関するアンケート調査結果



国の施策でなく那珂市としての子育て支援というのが感じられない。
他市町村より子どもに対する支援がない。出産祝い金や祝品、オムツの助成や医療費の無料など。
今年子供を出産した友達が「つぼみ」の存在をしらなかったので、もっと周知する必要があるのでは…いろいろ支援をやっているのかもしれないが良くわからない。
遊具(小さい子ども用)がある公園が少なすぎる。わざわざ市外まで行って遊ぶしかないのが面倒。なぜ菅谷付近は広場があるのに遊具がないのか不思議。あと、支援センターが少ないし小さくて遊びづらい。那珂市は立地が良いが子育てはしづらいと思う。
保育所に関して預かっていただけることは非常にありがたい、感謝しております。ただ他市町村に比べて保育条件が厳しく感じることがあります。例えば那珂市は育休取得中の保育は1歳になるまで。ひたちなか市は1歳になる年及び年末までそのくらいあると助かります。
遊具の広い公園を増やして欲しい。
公園が少ない。近隣市のように0〜3歳児向けの遊びやすい公園をもっと増やして欲しい。雨天時など屋内でも遊べるような施設があればなおよい。つぼみは支援員さんがいるのもっと気軽に遊べる。立ち寄れる場が欲しい。発展しますがもっと子育て中の方向けのリラックスできる場があって良いのでは？常陸太田市のように子育て世代をもっと支援して欲しい。皆言っています。
遊具のある公園が少ない。下菅谷近辺開発時に作って欲しい。小児科が少なく市外まで行っているので増えて欲しい。
産後の相談や支援センターなどはあるが妊娠中に気軽に立ち寄れるところ、マタニティヨガなどリフレッシュできる機会などがあると嬉しい。特に一人目の時は。
市内に産婦人科がなく車が必要なのでもしもの時のタクシーサービスがあればアナウンスをしてほしい。なければ有料でも24時間優先してきてくれる妊婦タクシーなどがあると安心。
公園にオムツ替えをする場所を設置してほしい。
大事な子供たちのためにお金を使ってください。小さな公園を増やし、安全な通学路の確保(信号のない大通り・場所を横断していますので信号をつけて欲しいです)働き盛りの世代はしっかり子育て世代でもあります。共働きが増えているのはただ働きたいだけでなく経済的な問題がある事を忘れないでください。期待しています。
保育園によって(土)預けたら平日は休んで家で見るという制度？はおかしい。誰もが週休2日というわけではないですよー。

子ども家庭総合支援拠点の設置について

令和4年度から家庭児童相談室内に子ども家庭総合支援拠点を設置しました。

人員を増やし、こども課総括が兼務だった室長も単独に配置となり、相談業務の対応を強化したところです。

子ども家庭総合支援拠点は、いわゆる施設や建物を指すものではなく、機能を指すことから、家庭児童相談室の名称はそのままにしております。

★子ども家庭総合支援拠点とは

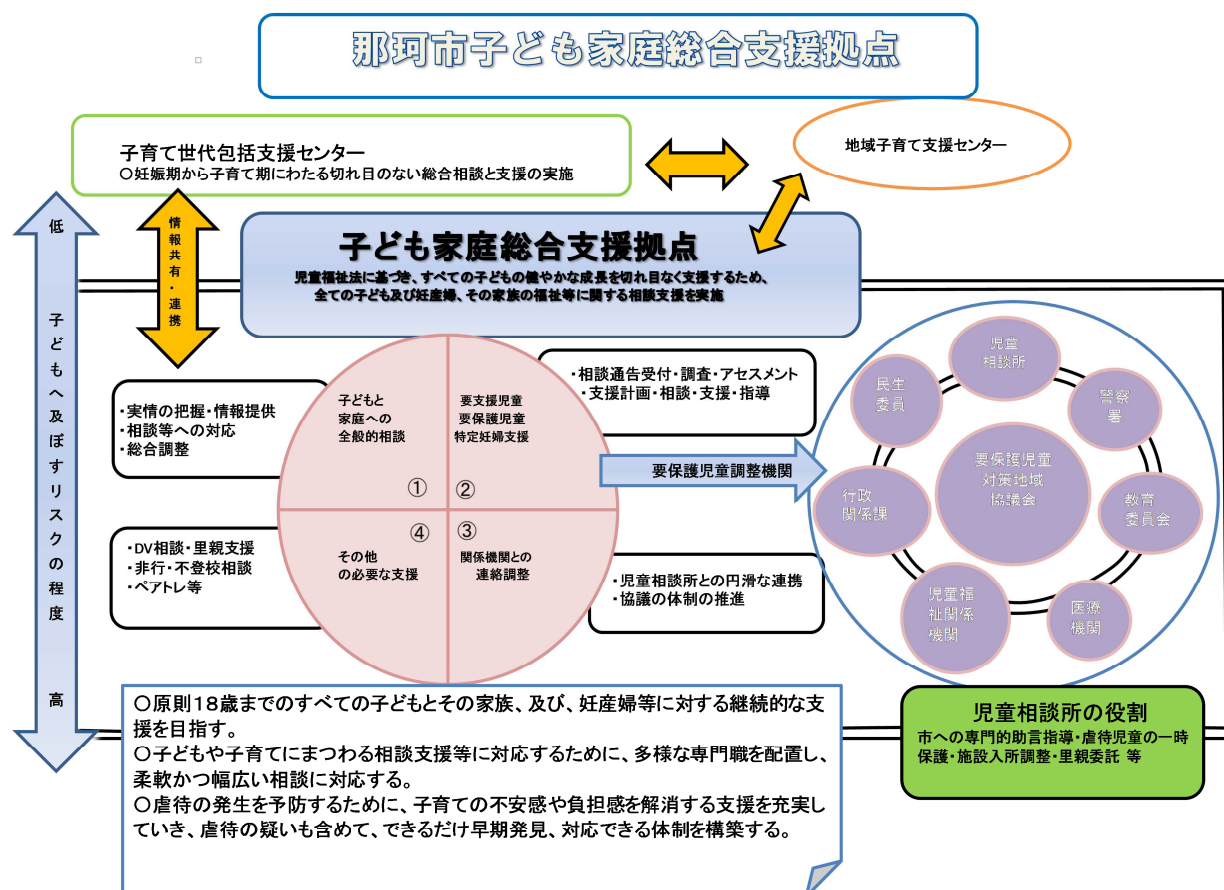
子どもの健やかな成長をサポートする場所として、子ども家庭支援員を中心に0歳から18歳までの全ての子どもとその家庭、また妊産婦を対象に様々な相談に対応し、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援に繋がっていきます。

■直通電話を設置

令和4年度より、直通電話を設置し、代表番号に掛けて電話交換の職員や、こども課の他の職員を経由することなく、家庭児童相談室へ直接連絡することができるようになりました。

●毎週月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時

☎直通電話 029-229-3511



保育士確保に関する事業について

令和３年度に実施した保育士確保に関する事業を報告します。

１ 保育士等人材バンク登録

- ・ 令和２年１０月１日から登録開始
- ・ 令和３年度登録人数・・・１名

２ 保育の職場見学ツアーin 那珂

第１回	日 時：令和３年１０月７日（木） ９時２０分～１２時３０分 参 加 者：５名 実施施設：いくり保育園、ごだい保育園、ゆたか保育園
第２回	日 時：令和３年１１月１０日（水） ９時３０分～１１時４５分 参 加 者：５名 実施施設：やえナーサリースクール、瓜連認定こども園

３ 保育士就労支援事業（令和３年度新規事業）

目的	産休育休で不足している保育士を一時的に確保することで園児の受け入れを可能とし、待機児童をなくすとともに、保育士にとって働きやすい環境を整えることにより、離職者を減らし安定した質の高い保育を提供することを目的とする。
要件	市内民間保育施設に勤務する保育士が産休育休で一時欠員になることにより園児の受け入れが困難となる保育施設で、派遣会社などを利用し期間限定で保育士を雇用した場合。
内容	産休育休した職員の基本給と、派遣保育士に係る経費の差額分について、１８０万円（月１５万円）を限度に補助する。補助期間は年度末まで。（ただし、育休による場合は延長あり）

令和３年度交付実績 ２件（瓜連認定こども園、大成学園幼稚園）

令和5年度新規事業 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)の実施予定について

家庭において必要な保育を受けることが困難であるものとして市の認定を受けた2歳児(3号認定子ども)を、定期的に預かり保育を行う

1 実施施設

施設名 学校法人ナザレ園 ナザレ幼稚園
所在地 茨城県那珂市中里 356-1

2 事業開始年月日 令和5年4月1日

3 保育対象児

幼稚園が保護者と直接契約した満2歳児、2歳児。2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れ可能

4 利用定員 12人

5 保育日

保育日数(曜日) 週 5日(月・火・水・木・金)

保育時間 8時00分～16時00分 延長で18時まで預かり可能

6 保育料等 月額 23,000円
(保育料 18,000円、給食費 4,000円、おやつ費 1,000円)

7 食事 外部搬入給食提供

8 保育場所 ナザレ幼稚園 年少教室 面積 52.78㎡

9 従事する職員 3人(常勤:2人 非常勤:1人)

10 今後のスケジュール

令和4年9月	周知開始(ナザレ幼稚園)
令和5年1月中旬～2月中旬	保育認定受付(市こども課)
2月下旬～3月上旬	入所審査(ナザレ幼稚園)
4月	事業開始

令和3年度保育施設に対する指導検査実施状況報告

指導監査の実施主体

		保育所		幼保連携型 認定こども園	幼稚園 (新制度移行園)	地域型 保育事業
		公立	私立			
認可施設としての 施設監査	実施 主体	那珂市 (県から権限移譲)	茨城県	茨城県	茨城県 (公立除く)	那珂市
	頻度	1年に1回	1年に1回	1年に1回	必要に応じて	1年に1回
特定教育・保育施 設、特定地域型保育 事業、特定子ども・ 子育て支援施設とし ての確認監査	実施 主体	那珂市				
	頻度	2年に1回				
業務管理体制検査	実施 主体	各所轄庁(市・県・国)				
	頻度	定期的かつ計画的に				

		認可外保育施設
立入検査	実施 主体	那珂市(県からの権限移譲)
	頻度	1年に1回以上

【指導監査の流れ・検査の種類】

指導監査の種類		内容
指導 ↓ 必要に応じ切替	集団指導	・運営基準の遵守の確認
	実地指導	・施設型給付費の給付の適正化の確認 ・施設等利用費の支給事務の適正化の確認
監査		・違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に実施

指導検査実施状況

令和3年度は、令和4年1月から3月に実地指導を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、実施施設すべてを書面検査に切り替え実施しました。

施設監査

種別	対象数	検査数	うち文書・口頭指摘施設数	実施率
公立保育所	1	1	1	100%
家庭的保育事業等	1	1	1	100%

立入検査

種別	対象数	検査数	うち文書・口頭指摘施設数	実施率
認可外施設	6	6	1	100%

確認監査

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

種別	対象数	検査数	うち文書・口頭指摘施設数	実施率
公立保育所	1	1	1	100%
私立保育園	6	6	2	100%
幼保連携型認定こども園	2	2	0	100%
公立幼稚園	1	0	-	0%
私立幼稚園	2	2	2	100%
家庭的保育事業等	1	1	1	100%

○特定子ども・子育て支援施設

種別	対象数	検査数	うち文書・口頭指摘施設数	実施率
認可外保育施設	5	5	4	100%
一時預かり事業	6	6	2	100%
預かり保育事業	5	4	0	80%
病児保育事業	1	0	-	0%
ファミリーサポートセンター事業	1	0	-	0%

令和3年度 主な指導監査指摘事項

文書 指摘	小学校、他の特定教育・保育施設等に児童に関する情報を提供する際に必要な意が得られていない。
	保育士等の自己評価を踏まえ、保育の内容等について評価を行い、結果を公表するように努める。
	「幼稚園における学校評価ガイドライン」を参考にし、目標等を設定したうえで自己評価を実施し、その結果の公表に努めること。
	運営規程として定めるべき事項が園則で網羅されている場合には、運営規程を別途作成する必要がないが、運営規程として定めるべき事項で園則に定めのない事項があるため、園則に当該事項を追加する等、園則の変更を行うこと。
	施設の見やすい場所に、重要事項が掲示されていない。
	苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を苦情受付簿に記録すること。
	「幼稚園における学校評価ガイドライン」を参考にし、重点的に取り組むことが必要な目標等を設定したうえで自己評価を実施し、その公表に努めること。
	保育料の記載が特定費用（副食費）込みの記載となっているため、運営費と区分して記載し、支払いをもとめる理由を記載すること。また、書面での同意を得ること。
	健康診断は少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行うこと。令和2年度にも同様の指摘をしている。
	指導計画は、利用乳幼児の育ちに関する長期的見通しをもって全体的な計画を作成すること。
口頭 指摘	検食は、食事提供開始よりも30分前に終了すること。
	重要事項に記載すべき内容を再度確認し、修正すること。
	重要事項等の掲示について、掲示する内容が満たされていないため改善すること。
	重要事項説明書は、あらかじめ保護者に対して説明を行い同意を得るものであるため、重要事項を記載した内容が園の実際の運営と異なる場合は、速やかに見直しを行うこと。
助言 指導	連携施設との連携について協定書の内容に基づき、保育士が病気若しくは休暇、研修等により保育を提供することができない場合の代替保育について協力を求めるなどの対応を検討すること。
	運営規程の変更など、子ども・子育て支援法施行規則第33条に掲げる届出事項に変更があったときは、その旨を市に対しても届出をすること。